

# 霧島ジオパークツアー商品造成補助金 募集要項

## 1. 事業の目的

霧島ジオパークのサイト（見どころ）を生かしたツアー商品の造成に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、交流人口の拡大による地域の活性化を推進するとともに、ジオパーク活動の活性化を図る。

## 2. 応募資格

旅行業法及び旅行業法施行規則による第一種旅行業務又は第二種旅行業務、第三種旅行業務の登録を受けた事業者。

## 3. 事業対象、対象経費及び補助金の額

### 【対象事業】

次の各号のいずれにも該当する新たに企画造成するツアー商品とする。

- (1) 参加者を広く一般に公募し、5名以上が参加する団体旅行であること。ただし、令和5年度については、参加者を広く一般に公募する代わりに、例えば社員旅行などの参加者が限られる貸切プランも対象とする。
- (2) 霧島ジオパークのサイトを1箇所以上訪れ、全ツアーを通じて、またはそのうち1箇所以上を霧島ジオガイドネットワークに所属する認定ガイドを活用すること（サイトについては、霧島ジオパークホームページやコースブック等で見るができます）。  
なお、令和5年度については、認定ガイドを活用する代わりに、認定ガイド以外のガイドを活用する、又は事業者がパンフレットなどを用いてツアー客にガイドする場合も対象とする。
- (3) 学校教育活動、宗教活動又は政治活動の一環としてのツアーでないこと。

また、上記に加えて次に掲げる条件を満たすこと。

- ・旅行商品に「霧島ジオパーク」のロゴマークを使用すること。
- ・旅行商品に「霧島ジオパーク」の文字を入れること。

### 【対象経費】

旅行商品パンフレット・チラシ作成経費、店頭販売促進費、ノベルティ作成費、渉外活動費等

### 【補助金の額及び交付限度額】

参加者一人につき、2,000円。（霧島ジオパーク推進連絡協議会を構成する市町において宿泊する場合は4,000円）※構成市町（霧島市・曾於市・湧水町・都城市・小林市・えびの市・高原町）

一つの補助対象事業につき、10万円を限度とする（補助対象者は、当該年度中に10万円を越えて補助金交付申請をすることはできません）。

#### 4. 応募期間

令和5年6月30日（金）～令和6年1月31日（水）

※交付申請額が本事業の予算総額に達した時点で、募集を終了します。

#### 5. 応募方法

霧島ジオパークツアー商品造成補助金交付要綱に定める補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類を下記の提出先（お問い合わせ先）に提出してください。

##### 〈応募先・お問い合わせ先〉

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45-1

霧島ジオパーク推進連絡協議会事務局（霧島市ジオパーク推進課内）

TEL 0995（64）0936

FAX 0995（64）0958

メール contact@kirishima-geopark.jp

##### 〈霧島ジオパークホームページ〉

H P <https://kirishima-geopark.jp>

※コースブック等については、こちらでダウンロード可能です